

事務所通信

平成24年春号

こんにちは、立川です。
いつもありがとうございます。

3月30日、消費増税関連法案が国会に提出されました。
メインとなるのは、消費税の税率アップです。

平成26年4月1日から、8%、
平成27年10月1日から、10% という税率が予定されています。

まず、そもそも消費税とは何かということです。

消費税の制度の趣旨は、最終消費者が消費税額の負担をし、企業が消費者に代わって「消費税」という名の税金を納めるという制度です。

ですから、企業の売上にかかる消費税は、お客様からの「預り金」です。仕入や外注費、その他の経費にかかる消費税は、「仮払金」です。そしてこの差額が、理論的には、納付する消費税です。

しかし現実の企業経営では、多くの企業が、預かり消費税が運転資金となっています。ここに現行の消費税の大きな問題点が生じています。

消費税率が5%から8%に引き上げられたとすれば、企業の納付する消費税は、 $(8\% - 5\%) \div 5\% = 60\%$ アップになってしまうのです。

同様に、その後10%に引き上げられたとすれば、現行の5%の税率と比べて、納税は100%アップ、つまり、2倍になってしまうのです。

これは、大変な問題です。

たとえば、売上20,000、仕入8,000、経費2,400とします。いずれも消費税抜きの金額であるとし、また、経費はすべて消費税がかかっているものとします。

消費税率	売上にかかる消費税	仕入にかかる消費税	経費にかかる消費税	納付消費税
5%の場合	1,000	400	120	480
8%の場合	1,600	640	192	768
10%の場合	2,000	800	240	960

いずれにせよ、数年後の消費税率アップに備えて、消費税の納税資金対策が、より一層重要な問題になってきます。

再度申し上げます。消費税を納めるのは企業です。
企業の資金繰りの大切さについて、まずお気づきいただきたいと思います。

そして、もう一つの大切な問題は、「転嫁」ということです。

多くの企業が、消費税の非課税、免税以外の売上は、「売上金額に別途消費税が付加されます」という前提で取引を行っています。

企業相手の取引では、消費税率アップの時に、適正に転嫁できると思われれます。したがって、納税の時の資金繰りに注意をして下されば、問題は解決できます。

問題になるのは、消費税率アップの時に、個人の消費者であるお客様に対する転嫁が、可能かどうかという点です。

たとえば、現行で消費税抜き商品が1,000円であったとします。

税込では1,050円ですね。

消費税率が8%になった時に1,080円にできるかという問題です。

さらに消費税率が10%になった時に、1,100円にできるかどうかという問題です。

また、消費税込の「総額表示」が消費者取引では、義務となっています。

消費税率がアップされたときに、どのように調整するかが、現実の経営の切実な問題と なってきます。

もちろん、総額表示の付け替えコストも負担になっています。

平成9年に消費税率が3%から5%になりました。

この時、企業の納付する消費税は、

$(5\% - 3\%) \div 3\% = 67\%$ アップとなってしまったのです。

平成9年の時の消費税率アップに時に、企業の消費税の滞納が、かなり増えたといわれていました。

滞納すれば、加算税、延滞税がかかってきます。

そうなるに変な言い方ですが、「税金を返す」ということが本当に大変になります。

消費税の税率アップの前に、やるべきことがたくさんあると思うのは、私だけではないと思いますが、とにかく消費税の税率アップが現実となってしまうそうです。

納税時にきちんと全額を納付する、という当たり前のことかもしれませんが、このことを改めて再認識下さることを、強くお願いいたします。

その他、消費増税関連法案の主な増税項目が2つあります。

ひとつは、所得税の最高税率のアップです。

現行、所得税の最高税率は、課税所得が1,800万円を超えると、40%です。

個人の住民税は一律10%です。

したがって、課税所得が1,800万円を超えると所得税と住民税を合わせると、50%となります。

平成27年以後の所得税では、課税所得が5,000万円を超えると、45%となる予定です。

したがって、課税所得が5,000万円を超えると所得税と住民税を合わせると、55%となる予定です。

もうひとつは、相続税の課税強化です。

① 相続税の基礎控除が引き下げられます。

現行 : 5,000万円+1,000万円×法定相続人の数

改正案 : 3,000万円+600万円×法定相続人の数

② 税率がアップされます。

現行 : 2億円超3億円以下の部分が40%

改正案 : 2億円超3億円以下の部分が45%

現行 : 6億円超の部分が50%

改正案 : 6億円超の部分が55%

これらは、平成27年1月1日以後の相続から課税強化となる予定です。

最後に、贈与税です。

贈与税の税率構造は、緩和される改正案が出されました。

具体的には、20歳以上の者が、直系尊属から贈与を受けた財産にかかる贈与税の場合に、緩和される予定です。

事業承継の時に、株式を贈与する場合など、税負担が少なくなることが期待されます。

(代 表 立 川 勝 一)

■ 編集後記

つい先日、京王八王子駅から事務所までの間に、新しくコンビニがオープンしました。なんと、目と鼻の先に3店舗ものコンビニがひしめく激戦区になっております。

最近のコンビニでは、ありとあらゆるモノが揃っています。

デパート顔負けのスウィーツがお手頃価格で購入できたり、朝寝坊をしてヒゲを剃り忘れても日用品コーナーには髭剃りが置いてあったり、飲みすぎて終電を逃しても家まで帰る為の水や食料も売っています。ATMがあるので、何時でもお金を引き出すことも可能ですし。

何年か前までは、お金は銀行に行かないと引き出すことが出来ない。そんな時代でしたね。なんとも便利（コンビニエント）な世の中になってくれました。

春になり、新年度・新学期と新しさを感じられる季節なのかと思います。

私も、お花見でサクラを体全体に感じ、フレッシュな気分で新年度を迎えたいと考えております。

ただ、花粉の季節も来てしまいましたので、マスクを手放せないのが辛いです。

（ 梅 林 ）